

令和 5 年度 あすなろ会 理事会 議事録

○ 日 時 令和 5 年 5 月 27 日 (土) 午後 5 時から午後 6 時 30 分まで

○ 場 所 日本大学生物資源科学部 10 号館 5 階 マルチスペース

○ 出席者 (1) あすなろ会：東郷 聖史会長、渡辺 隆之副会長、市川 雅也副会長
小坂 泉事務局長、阿部 和時会員、宮島 吉夫会員

(2) 学 科 教 員：太田 祐子主任教授

○ 審議事項

- 1 会則の一部改正 (案) について (会則の一部改正に伴う新旧対照表 (案) を別掲)
- 2 その他

○ 開会宣言及び議長選出

定刻となり小坂事務局長が開会を宣言し、東郷会長が会則第 14 条の定めにより議長に選出された。

○ 副議長及び書記の指名

東郷会長は議長に就任し、副議長に渡辺副会長を、書記 (議事録作成者) に小坂事務局長をそれぞれ指名し、直ちに審議に入った。

○ 審議結果

1 審議事項

(1) 会則の一部改正 (案) について

事務局から学科再編に伴う「会員の資格」の修正、併せて「第 14 条 (理事会)」を実態に合わせた表現として「役員会」に変更する事項等の説明があった。審議に当たり、審議資料として「会則の一部改正に伴う新旧対照表 (案の 1) および (案の 2)」が提出され、会則の修正箇所を説明した。

ア 現行の会則第 1 条の「名称及び事務局」を「第 1 条名称」と「第 2 条事務局」に分ける理由は、名称と事務局は別個のものであり、学部校友会の会則と同様に別々に明文化するものである。

イ 会則第 4 条の第 1 号の「会報の発行及び会員名簿の管理」の文中で「会報の発行」を削除する理由は、以前は「年輪」という会報を年 1 回発行していたが現在は廃刊となっており、今後も発行の予定がないことから今回事業から削除することとし、第 1 号は「会員名簿の管理」とした。

ウ 会則第 5 条の「会員の資格」を改正する理由は、あすなろ会の会員は、現行の会則第 2 条で ① 正会員は本学科卒業生、② 準会員は本学科の学生、③ 特別会員は本学科の教職員 と定められているが、令和 5 年度の学科再編により「森林学科」が新設され、令和 5 年 4 月に新 1 年生が入学してきているところである。あすなろ会は、令和 5 年度から森林学科を加えて活動を展開していくことを同学科と合意していることから、今回、準会員に「森林学科の在学学生」を新たに加えることとしたものである。なお、従来の森林資源科学科の在学学生は、現在 2、3、4 年生だけで、この

在学生が卒業と同時に森林資源科学科は、消滅することになる。

エ 第 6 条の「役員の構成」の第 3 号の「理事 若干名」を削除する理由は、役員の構成は、① 会長、② 副会長、③ 理事、④ 事務局長、⑤ 相談役と定められている。理事職の設置は、あすなろ会の拡大、活動の活性化を図る目的で各卒業期から各 2 名を理事に指名してきたところであるが、ほとんど機能せず今日に至っている。今後、この理事職に指名された卒業生があすなろ会の活動に参加することは考えにくい。また、理事職の役員がいなくてもあすなろ会の活動には何ら支障はない。以上勘案し、今回理事職を廃止することとしたものである。

オ 現行の第 7 条第 1 項を「第 1 項 会長」と「第 2 項 副会長」と選出方法を改正する理由は、現行は会長と副会長を理事会の互選によって選出することとなっているが、副会長の選出に当たっては、会長の意向を尊重し学部校友会の副会長選出方法に倣い、会長が指名することとしたものである。

カ 現行の第 7 条第 2 項の「理事の選出方法」及び第 8 条第 3 項の「理事の職務」を削除する理由は、上記 オ の回答のとおり理事職を廃止したことに伴う削除である。

キ 第 10 条の「学部校友会への派遣」に会長、副会長及び事務局長と明記する理由は、学部校友会の役員・委員会規程第 3 条第 2 項に「幹事は原則として会長、副会長及び事務局長」と明記されているため、従来の「あすなろ会の役員の中から選出する」を本会則でも具体的に明記したものである。

ク 第 11 条の「会議の種類」で、通常総会を総会とし、臨時総会を削除、また、理事会を役員会とし、「なお書き」で総会と役員会の臨時開催を明文化する理由は、従来、会議は、通常総会、臨時総会及び理事会と定められていた。臨時総会を通常総会と併記した根拠は乏しく、実際に開催された実績はないので、「総会」を一本で表記し、「なお書き」で必要に応じて臨時に総会を開くことができるとし、併せて役員会も臨時に開くことができるとしたものである。これに伴い第 12 条の臨時総会は削除する。なお、理事会を役員会に変更したのは、問 4 の回答のとおり理事職の廃止に伴うものである。したがって、各条文の「理事会」は「役員会」に改正する。

ケ 第 16 条の表題「会議の副議長及び書記」を「会議の議事録」とする理由は、総会の議長は会則第 12 条で、役員会の議長は会則第 14 条でそれぞれ会長が務めることと定められており、副議長を定めた根拠は不明である。過去の会議開催の中で副議長を必要としたことはなく、今後とも必要とすることはないと思われることから、第 16 条は議事録の説明とした。また、書記は、第 2 項に議事録作成者として明記した。

コ 現行の第 19 条の「事務局」を 2 項目から 3 項目に分ける理由は、現行の第 1 項は「事務局の設置」と「事務局長の会計担当者及び広報担当者の任命」が併記されているので、分かりやすく第 1 項を事務局設置、第 2 項を事務局長の就任と会計担当者及び広報担当者の任命を、別々に項を起こしたものである。第 3 項に関係書類の開示請求とした。

サ 現行第 20 条の「支部」の設置を削除する理由は、支部の設置を制定した根拠、時期は分からないが、現在まで支部は設置されていない。また、これまで設置したいという要望は来ていなし、今後も来る可能性はないと思われる。

事務局説明後、質疑応答を行ったが意見、質問ともに出なかった。

採決を行うに当たり本件は会則の改正であることから会則第 13 条のただし書き「会則の変更は出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない」の定めに従い、採決時

の出席者数を確認したところ、7名の出席であったので5名以上の同意が必要であった。採決の結果、「会則の一部改正改定箇所（案の2）」に7名全員が同意という結果であった。この改正案を次回総会の議題にすることとした。

(2) その他

予定された審議は全て終了し、事務局から新たな審議事項の提出はなかったが、次回の総会の開催日について協議した。その結果、令和5年9月頃に総会を開催し、会則の一部改正について報告することとした。但し、総会の案内について、前回の総会で事務局長を務めた鍛代会員の意見を伺うこととした。

東郷会長から、会員への連絡をスムーズに行うためシステム構築（例えば、Lineグループなど）について、意見が出された。

○ 議長退任

全ての審議は終了し、東郷議長は議長を退任した。

○ 閉会宣言

小坂事務局長は閉会を宣言し、令和5年度あすなろ会理事会は午後6時30分閉会した。

以上

(R5. 5. 27 記録：小坂)